

子どもを虐待から守るために

子どもの健やかな成長を見守るのはわたしたち国民の義務です

子どもの虐待は早期に発見し、早期に対応することが重要です。「おかしいな?」と思ったらすぐに市役所や児童相談所に連絡してください。皆さんから通報が、子どもやその家族を救うことにつながります。



児童虐待とは?

子どものからだや心の健やかな発育を損ね、子どもの人権を侵害する行為をいいます。しつけのつもりであっても子どもの健やかな発育に悪い影響を与える場合も虐待になります。

児童虐待の防止等に関する法律において、親権者が子どものしつけに際して体罰を加えてはならない、体罰がゆるされないものであることが法定化されました。



児童虐待は大きく次の4つに分けられます。

身体的虐待

子どもの身体に外傷（打撲傷、あざ、骨折、頭蓋内出血などの頭部外傷、刺傷、たばこによるやけどなど）が生じ、または生じるおそれのある暴力を加えること。

首をしめる、殴る、蹴る、叩く、激しく揺さぶる、投げ落とす、タバコの火を押しつける、熱湯をかける、浴槽におぼれさせる、逆さ吊りにする、布団蒸しにする、異物を飲ませる、戸外にしめだす、意図的に子どもを病気にさせるなど。

性的虐待

子どもにわいせつな行為をすることや、わいせつな行為をさせること。

子どもへの性交、性的暴行、性的行為の強要、性器や性的な行為を見せる、子どものポルノ写真をとるなど。

ネグレクト

子どもの心身の正常な発達を妨げるような著しい減食や長時間の放置、保護者以外の人による虐待行為、虐待行為の放置そのほか保護者としての養育を拒否したり怠ったりすること。

乳幼児を家に残したまま度々外出する、乳幼児を車の中に放置する、病気やけがをしていても病院へ連れていかない、子どもの意に反して学校等に登校させない、適切な食事を与えない、風呂に入れない、下着などを不潔なままにする、極端に不潔な環境で生活させる、他の人が子どもに対して暴力を振るうことを放置するなど。

心理的虐待

子どもへの著しい暴言や拒絶的な対応、同居する家庭での配偶者への暴力などにより、子どもの心に深く傷をつけること。

言葉による脅かしや脅迫、無視したり拒否的な態度をとる、子どもの心を傷つけることを繰り返し言う、子どもの自尊心を傷つけるような言動をする、他のきょうだいと著しく差別する、子どもの前で家族に暴力を振るうなど。

児童虐待は通告する義務があります。

児童虐待の防止等に関する法律では、「児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、市町村や児童相談所などに通告しなければならない」と定められており、これは国民に課せられた義務です。

「虐待の事実が確認できないから」と通告をためらうことがあるかもしれません、確認がなくても虐待を疑えば通告しなければなりません。調査の結果、虐待の事実がない場合でも通告が善意でなされた限り、通告者が責任を問われることはあります。

「おかしいな?」と感じたら、ためらわずに連絡してください。

皆さんからの通告が子どもの安全につながります。

※連絡・相談された方の個人情報は厳守されます。

児童相談所
全国共通3桁ダイヤル

いち はやく
189

児童虐待を発見したり疑つたりした場合

田辺市子育て推進課

電話 0739(26)4927

緊急度が高いと判断された場合

紀南児童相談所

電話 0739(22)1588

田辺警察署

電話 0739(23)0110

新宮警察署(本宮行政局管内)

電話 0735(21)0110

田辺市児童問題対策地域協議会